



埼玉県報

第136号
令和2年(2020年)
8月28日
金曜日

目次

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 令和2年度クリーニング師試験の実施(保健医療政策課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 廃川敷地等の公示(水辺再生課)
- 蕨駅西口地区市街地再開発組合の設立認可(市街地整備課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定(出納総務課)
- 埼玉県立特別支援学校8校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示(特別支援教育課)
- 警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 組織犯罪対策情報総合管理業務の機器等の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 行政手続等電子化システム機器等の賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)

令和2年(2020年)8月28日

- 男性警察官用制服ワイシャツの製造請負(単価契約)に関する落札者等の公示(会計課)
- 一般国道299号の供用の開始(飯能県土整備事務所)
- 一般国道125号の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 一般国道125号の占用を制限する区域の指定(杉戸県土整備事務所)
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定(熊谷建築安全センター)

告示

埼玉県告示第九百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

| 名称 | 開設者名 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------------|---------------|----------------------------|-----------|
| あげお東口内科 | 医療法人社団美寿々会 | 上尾市宮本町二―一アリコベール上尾サロン館一階 | 令和二年七月一日 |
| 草加八潮地域検査センター | 一般社団法人草加八潮医師会 | 草加市松江一―一八草加市市民体育館駐車場内 | 令和二年五月十二日 |
| 春山クリニック | 医療法人社団あまゆら | 戸田市本町四―一七―九プラントール戸田公園一〇一号室 | 令和二年七月一日 |
| 戸田中央腎クリニック | 医療法人社団東光会 | 戸田市本町四―一三―二〇 | 令和二年七月一日 |
| 在宅クリニック熊谷南 | 永井 成樹 | 熊谷市万吉九八四―一 | 令和二年八月一日 |
| 和光のそらくリニック | 市川 亮 | 和光市新倉一―一二―五九 | 令和二年七月一日 |
| うちだ耳鼻咽喉科 | 内田 亮 | 吉川市美南二―二三―一三F | 令和二年八月一日 |

| | | | |
|------------------------|-----------------------|-------------------------------------|---------------|
| ながみ診療所 | 医療法人ながみ | 白岡市新白岡四―一四―一 プタハ新白岡二〇―一 号室 | 令和二年七月 一日 |
| 新座きりん歯科クリ ニック | 深町 和宏 | 新座市野火止五―二―五五 C K B 三 二 F | 令和二年七月 一日 |
| わらび調剤薬局 | 株式会社 H O P E メディカル | 蕨市中央一―八―三 | 令和二年八月 一日 |
| セキ薬局 鴻巣免 許センター前店 | 株式会社セキ薬 品 | 鴻巣市鴻巣七二四―一 | 令和二年八月 一日 |
| みなみ薬局 | 株式会社 K E Y L A N D | 朝霞市朝志ヶ丘四―七―一 四 | 令和二年七月 一日 |
| みらい薬局 | 有限会社みらい | 志木市本町六―一八―五 地下一階 | 令和二年七月 一日 |
| オリーブ堂薬局 | 山下 浩司 | 狭山市青柳六三 | 令和二年七月 一日 |
| ウエルシア薬局富士 見東みずほ台駅前店 | 株式会社 ウエルシア薬局 | 富士見市東みずほ台一―四 ―一サニークレストみずほ 台一階 | 令和二年八月 一日 |
| ウエルシア薬局熊谷 籠原南店 | 株式会社 ウエルシア薬局 | 熊谷市籠原南三―三九―一 | 令和二年八月 六日 |
| ウエルシア薬局熊谷 箱田二丁目店 | 株式会社 ウエルシア薬局 | 熊谷市箱田二―二〇―四八 | 令和二年八月 十三日 |
| 中央薬局 | 有限会社行田調 剤センター | 行田市忍二―一九―一 | 令和二年七月 一日 |
| クスリのアオキ行田 長野薬局 | 株式会社クスリ のアオキ | 行田市長野一八八―一―一 | 令和二年八月 一日 |

| 氏名 | 住所 | 施術所 | | 指定年月日 |
|------|----|--------|---------------------|--------------|
| 氏名 | 住所 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| 坂本 勇 | | 坂本接骨院 | 東京都江東区南砂三―一四 ―二二 | 令和二年五月 七日 |
| 田村 巧 | | みつは接骨院 | 三郷市駒形一〇五―三 | 令和二年七月 九日 |

二 指定施術機関

| | | | |
|----------------------|-------------------------------|--------------------------|---------------|
| クスリのアオキ行田 佐間薬局 | 株式会社クスリ のアオキ | 行田市佐間二―九―四〇 | 令和二年八月 一日 |
| あい薬局 | 株式会社フォ ルマン | 本庄市東台四―一―二三 | 令和二年六月 三十日 |
| 吉川美南中央薬局 | 株式会社エター ナルファーマシ ー | 吉川市美南二―二三―一 | 令和二年八月 一日 |
| ウエルシア薬局深谷 上野台2号店 | ウエルシア薬局 株式会社 | 深谷市上野台三一八五―二 | 令和二年八月 一日 |
| 訪問看護ステーショ ンあやめ春日部 | 株式会社フアー ストナース | 春日部市大場八〇二ロイヤ ルコーポ一〇六号 | 令和二年七月 一日 |
| 訪問看護ふくしのま ち鴻巣 | 株式会社福祉の 街 | 鴻巣市滝馬室九二三―二 | 令和二年六月 一日 |
| 訪問看護ステーショ ンいつき深谷 | 株式会社ハート ヴィレッジ | 深谷市小前田一九五九 | 令和二年六月 一日 |
| 関越訪問看護ステ ーションたんぽぽ | 社会医療法人社 団新都市医療研 究会〔関越〕会 | 坂戸市南町一三―二一 | 令和元年十月 一日 |

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|--|--|--|---|--|--|
| 和田 健太 | 前田 光哉 | 岡谷 英哲 | 根本 悠希 | 増田 智美 | 坂 恵美 | 岡野 無我 | 太 羽生田 健 | 狩野 和世 | 土田 実 | 宮東 真稀 | 中村 俊哉 |
| | | | | | | | | | | | |
| ヨ ン 沢 駅 前 ス テ ー シ ン | 訪 問 マ ッ サ ー ジ 院 坂 戸 鶴 ヶ 島 店 | 訪 問 マ ッ サ ー ジ 院 坂 戸 鶴 ヶ 島 店 | 鍼 灸 院 お ん た け | イ エ ク ル マ ッ サ ー ジ | 店 優 癒 マ ッ サ ー ジ 治 療 院 所 沢 | ヨ ン 沢 駅 前 ス テ ー シ ン | 訪 問 マ ッ サ ー ジ 院 坂 戸 鶴 ヶ 島 店 | 狩 野 和 世 | ブ レ ス 訪 問 マ ッ サ ー ジ 院 坂 戸 鶴 ヶ 島 店 | は つ と り は り ・ き ゅ う 接 骨 院 (大 成 院) | F ・ C ・ C ・ あ や せ 整 骨 院 |
| L U C E 一 〇 一 | 所 沢 市 北 秋 津 一 四 五 一 二 一 | 所 沢 市 北 秋 津 一 四 五 一 二 一 | 一 東 京 都 大 田 区 北 嶺 町 三 四 一 | 三 〇 一 三 二 二 階 | 所 沢 市 東 所 沢 一 一 二 四 一 七 | L U C E 一 〇 一 | 東 京 都 北 区 東 十 条 二 一 三 一 七 ハ イ ツ デ イ ラ イ ト 二 〇 六 | 富 士 見 市 羽 沢 二 一 八 一 三 一 | 川 越 市 通 町 二 〇 一 一 七 | 一 三 〇 〇 一 二 | 一 五 カ ー サ 岩 住 一 階 |
| 二 十 二 日 | 令 和 二 年 七 月 一 日 | 令 和 二 年 七 月 一 日 | 令 和 二 年 八 月 一 日 | 令 和 二 年 八 月 一 日 | 令 和 二 年 八 月 一 日 | 二 十 二 日 | 令 和 二 年 七 月 二 十 七 日 | 令 和 二 年 七 月 一 日 | 令 和 二 年 六 月 一 日 | 令 和 二 年 七 月 二 十 二 日 | 令 和 二 年 七 月 一 日 |

告示

埼玉県告示第九百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|-----------|------|----------------------------------|-------------------------------------|
| スギ薬局 藤久保店 | 所在地 | 入間郡三芳町藤久保 八五五―四〇三ウニ クス三芳店内 | 入間郡三芳町藤久保八 五五―四〇三アクロス プラザ三芳店内 |

二 指定施術機関

| 氏名 | 変更事項 | | 変更前 | 変更後 |
|-------|------------------|-----------------|----------------|--------------|
| | 所在地 | 名称 | | |
| 高 敬正 | 茨城県水戸市千波町一七四四―一七 | せんば接骨院 | 三郷市中央二―二 一〇 | |
| 加納 琢哉 | 春日部市中央六―三―一三 | まちの整骨院 春日部市役所通り | まちの整骨院 春日部東口 | 春日部市粕壁一―二―八 |
| 松本 光晴 | 深谷市緑ヶ丘一五―一二 | まつもと治療院 | 友仁治療院 | 深谷市国済寺三五―八―四 |
| 施術所 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 名称 |

告示

埼玉県告示第九百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------------|---------------------------------|-----------|
| 吉松クリニックス | 八潮市八潮三―一六―一〇 | 令和二年六月三十日 |
| 上林眼科医院 | 上尾市今泉三六五―六八 | 令和二年六月三十日 |
| あげお東口内科 | 上尾市宮本町二―一アリコベール上尾サロン館一階 | 令和二年六月三十日 |
| 鴻巣メンタルクリニックス | 鴻巣市本町三―八―一 | 令和二年四月三十日 |
| 戸田中央腎クリニックス | 戸田市本町四―一三―二〇 | 令和二年六月三十日 |
| 春山クリニックス | 戸田市本町四―一七―九プランドール戸田公園一〇―一号室 | 令和二年六月三十日 |
| 和光のそらクリニックス | 和光市新倉一―一三―一五志幸六一M ONSAN一〇三号室 | 令和二年六月三十日 |

| | | | | | | |
|------------------|----|-------------------------------|----------------|--------------|-------------------------------|----------|
| 藤原 夏博 | 氏名 | 住所 | | 施設 | 所在地 | 廃止年月日 |
| | | | | 名称 | | |
| | | | | イェクルマッサ ジ | 練馬区南大泉四一五 三〇一〇都屋ハウス 七〇一 | 令和二年五月一日 |
| 富士見メンタルクリ ニック | | 富士見市西みずほ台一―二一―四長野 ビル二階 | 令和二年七月六日 | | | |
| 徳岡整形外科内科 | | 熊谷市戸出一〇四一 | 令和二年三月三十 一日 | | | |
| なごみ診療所 | | 白岡市新白岡五―一三―二六メゾンコ ジマⅢ 三〇二号 | 令和二年六月三十 日 | | | |
| 松田歯科クリニック | | 志木市本町五―二〇―三ニグランシェ 志木一F | 令和二年六月三十 日 | | | |
| わらび調剤薬局 | | 蕨市中央一―八―三三 | 令和二年五月二十 日 | | | |
| クオール薬局 吹上 店 | | 鴻巣市鎌塚四―一―三三 | 令和二年六月三十 日 | | | |
| みなみ薬局 | | 朝霞市朝志ヶ丘四―七―一四 | 令和二年六月三十 日 | | | |
| グリーンベル薬局 志木店 | | 志木市本町五―一九―二一M・Iビル 一F | 令和二年六月三十 日 | | | |
| あい薬局 | | 本庄市東台四―一―二三 | 令和二年六月三十 日 | | | |

二 指定施術機関

告示

埼玉県告示第九百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|----------------------------|-------------------------------------|--------------------|----------------------------------|----------------|
| 医療法人社団 身土不二の会 三谷歯科医院 | 蕨市中央二 一六―二四 一階 | 医療法人社団 身土不二の会 | 居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導 | 令和二年七月一 日 |
| 医療法人社団 嶺志会 ハラ歯科医院 | 朝霞市本町二 ―五―二三 ―四 フタバビル 階 | 医療法人社団 嶺志会 | 居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導 | 平成三十一年二 月一日 |
| 久米薬局 | 所沢市久米二 一九六―一 | エーイーエム 株式会社 | 居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導 | 平成二十三年十 月一日 |
| アップル薬局 松原団地店 | 草加市栄町三 ―六―二 | 株式会社アット プルケアネット | 居宅療養管理 指導 | 令和二年五月一 日 |

告示

埼玉県告示第九百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | サービスの種類 |
|------------------------|--------|------------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ニチイケアセンター 東松山 | 事業所所在地 | 東松山市箭弓町一丁目一六〇番地 島一丁目二階 島店 二階 | 東松山市松本町一丁目一〇番地 八〇番地 一〇番地 | 訪問介護 居宅介護支援 |
| あいわけアマネージュ センター | 事業者名 | 医療法人社団 あいわけアマネージュセンター | 医療法人社団 あいわけアマネージュセンター | 居宅介護支援 |
| あいわけアイサービス センター | 事業者名 | 医療法人社団 愛和病院 | 医療法人社団 春日部さくら病院 | 通所介護 |
| 訪問介護事業所あ さがお志木 | 事業者名 | 株式会社ウイズ ネット | ALSOK介護 株式会社 | 訪問介護 |
| グループホームみんな の家 春日部花積 | 事業者名 | 株式会社ウイズ ネット | ALSOK介護 株式会社 | 認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護 |

| | | | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------------|-----------------------|--------------------|------------------|--|--|--|---------------------|-----------------------|
| ショートのステイ んなの家・蓮田 み | ショートのステイ んなの家・志木上宗 岡 | デイサービスセンタ ー遊・志木上宗岡 | デイサービスセンタ ー遊・菖蒲 | あさがお蔵 | 介護付有料老人ホ ーム すこや家・蓮 田 | グループホームみん なの家・所沢南永井 | グループホームみん なの家 蔵 | グループホームみん なの家 松伏 | デイサービスセンタ ー遊・志木中宗岡 |
| 称 事業者名 | 称 事業者名 | 称 事業者名 | 称 事業者名 | 称 事業者名 | 称 事業者名 | 称 事業者名 | 称 事業者名 | 称 事業者名 | 称 事業者名 |
| 株式会社ウイ ズネット | 株式会社ウイ ズネット | 株式会社ウイ ズネット | 株式会社ウイ ズネット | 株式会社ウイ ズネット | 株式会社ウイ ズネット | 株式会社ウイ ズネット | 株式会社ウイ ズネット | 株式会社ウイ ズネット | 株式会社ウイ ズネット |
| ALSOK 介 護株式会社 | ALSOK 介 護株式会社 | ALSOK 介 護株式会社 | ALSOK 介 護株式会社 | ALSOK 介 護株式会社 | ALSOK 介 護株式会社 | ALSOK 介 護株式会社 | ALSOK 介 護株式会社 | ALSOK 介 護株式会社 | ALSOK 介 護株式会社 |
| 短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護 | 短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護 | 通所介護 | 通所介護 | 居宅介護支援 | 特定施設入居者生活 介護 介護予防特定施設入 居者生活介護 | 認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護 | 認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護 | 認知症対応型共同生 活介護 | 通所介護 |

| | | | | | |
|--|-------------------|------------------|---|--|--------------------|
| 介護ショップ ふれんず | ケアプラン ふれん | デイサービスセンター 富士 | NPOぽけっとステーション | グループホームみんなの家・蕨2 | デイサービスセンター 遊・蓮田 |
| 事業所所在地 | 事業所所在地 | 事業所所在地 | 事業所所在地 | 事業者名称 | 事業者名称 |
| 所沢市泉町八 九七―二 | 所沢市泉町八 九七―二 | 熊谷市原島一 三四―一 | 和光市丸山台 一―九―二二 志幸二八 アノ一〇三号 室 | 株式会社ウイ ズネット | 株式会社ウイ ズネット |
| 所沢市所沢新 六町二五三二― | 所沢市所沢新 六町二五三二― | 熊谷市原島一 ―四 | 和光市中央一 ―七―一九― 一〇二 | ALSOK介 護株式会社 | ALSOK介 護株式会社 |
| 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸 与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用 具販売 | 居宅介護支援 | 通所介護 | 訪問介護 居宅介護支援 | 認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護 | 通所介護 |

告示

埼玉県告示第九百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

| 名称 | 所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------------------|-------------------------------|------------------------------|-----------------|
| 久米薬局 | 所沢市久米二 九六―一 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導 | 平成二十三年九月 三十日 |
| 関越訪問看護ステ ーションたんぽぽ | 鶴ヶ島市脚折一 四五―一 | 訪問看護 介護予防訪問看護 | 令和元年九月三十日 |
| ニチイケアセンタ ー春日部中央 | 春日部市中央一 ―四―六 オガ ワ第三ビル一階 | 居宅介護支援 | 令和二年九月一日 |
| ニチイケアセンタ ー三郷 | 三郷市谷口二一 二 堀切マンシ ョン一〇一号室 | 居宅介護支援 | 令和二年七月三十 一日 |
| ニチイケアセンタ ー朝霞台 | 朝霞市三原三一 三―三シャロー リバー一〇一 | 居宅介護支援 | 令和二年八月三十 一日 |

| | | |
|--------------------------------------|--------------------|------------------------------------|
| ニチイケアセンタ ーみずほ台 | ニチイケアセンタ ー富士見 | ニチイケアセンタ ー朝霞東 |
| 富士見市西みず ほ台二ー三ー 七ペアーマンシ ョンBー | 富士見市鶴瀬西 二ー一ニー三八 | 朝霞市根岸台二 ー一ー四七ーロ イヤルメイゾン 階 |
| 居宅介護支援 | 居宅介護支援 | 居宅介護支援 |
| 令和二年八月三十 一日 | 令和二年八月三十 一日 | 令和二年八月三十 一日 |

告示

埼玉県告示第九百四十五号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

| 試験期日 | 試験場所 |
|--------------|--------------------------------------|
| 令和二年十二月九日（水） | 埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館 |

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

次に掲げる者のいずれかに該当すること。

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第三条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

(1) 持参の場合

令和二年九月二十四日（木）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後

四時まで

(2) 郵送の場合

令和二年九月十六日（水）から九月二十四日（木）まで
埼玉県保健医療部保健医療政策課宛の簡易書留によること。なお、九月
二十四日（木）までの消印のあるものに限る。

ニ 提出場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表の場所以び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和三年一月二十八日（木）午前十時から一月二十九日（金）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

令和三年一月二十八日（木）午前十時から三月一日（月）午後五時まで

告示

埼玉県告示第九百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マミーマート上宗岡店

埼玉県志木市上宗岡五丁目五百八十八番一外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年三月四日外

ニ 届出年月日

令和二年七月三日

二 縦覧期間

令和二年八月二十八日から令和二年十二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年八月二十八日から令和二年十二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第九百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク戸田氷川町店

埼玉県戸田市氷川町二丁目一番八号外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

小山企業株式会社 代表取締役 小山嘉一郎

埼玉県戸田市氷川町一丁目九番九号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年四月十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千百八十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一二六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一〇・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車増① 午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車増② 午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和二年八月十四日

二 縦覧期間

令和二年八月二十八日から令和二年十二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年八月二十八日から令和二年十二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百四十八号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（土地区画整理事業 街区・画地出来形確認測量）

三 作業地域

鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内

四 作業期間

令和二年六月二十二日から令和二年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第九百四十九号

令和二年埼玉県告示第九十五号で公示した公共測量は、令和二年七月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第九百五十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県杉戸県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 河川の名称

荒川水系一級河川中川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和二年八月二十八日

三 廃川敷地等の位置

久喜市狐塚字八番七七一番九、同市狐塚字八番七六七番十八、同市狐塚字八番七六九、同市狐塚字八番七七一番四、同市狐塚字八番七七一番八、同市狐塚字八番七七一番一の一部、同市狐塚字八番七七一番七の一部、同市狐塚字八番七七一番十三の一部、同市狐塚字八番七七一番十四の一部、同市狐塚字八番七七一番十五の一部

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三二四八・六五平方メートル

告 示

埼玉県告示第九百五十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

蕨駅西口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可の公告の日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区（及び工区）

埼玉県蕨市中央一丁目の一部、埼玉県蕨市大字蕨字仁中歩の一部

四 事務所の所在地

埼玉県蕨市中央一丁目八番五号

五 設立認可の年月日

令和二年八月二十八日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

公告の内容及び都市再開発法施行規則第四条第一項の施行地区区域図によって表示した施行地区を市街地再開発事業の施行地区内の適当な場所に、その公告をした日から起算して三十日間掲示するものとする。

八 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

本事業計画では個別利用区を定めていないため適用は無いものとする。

九 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和二年九月二十六日

告 示

埼玉県告示第九百五十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

二 東京都豊島区南大塚三丁目四十六番三号 株式会社勝英自動車学校

三 指定年月日

令和二年八月二十一日

告 示

埼玉県告示第九百五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校 8 校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 2 年 7 月 14 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号

5 落札金額

35,541,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 2 年 6 月 2 日

告 示

埼玉県告示第九百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年7月17日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

283,468,020円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年6月2日

告 示

埼玉県告示第九百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

組織犯罪対策情報総合管理業務の機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年6月26日

4 落札者の氏名及び住所

リコーリース株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号

5 落札金額

144,548,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年4月28日

告 示

埼玉県告示第九百五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
行政手続等電子化システム機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年7月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
288,043,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年6月2日

告 示

埼玉県告示第九百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び予定数量
男性警察官用制服ワイシャツの製造請負（単価契約） 9,865着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年7月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
ジャパンユニホーム株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目8番5号興洋ビル
- 5 落札金額
71,945,445円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年5月22日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

| | |
|-------------|---|
| 路 線 名 | 一般国道二百九十九号 |
| 供用開始の区間 | 入間市鍵山一丁目一四二四番四地先から同市河原町一三二〇番一―地先まで |
| 供用開始の期日 | 令和二年八月二十八日 |
| 備 考 | 令和元年六月十一日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一五八・九四メートル |

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

| | |
|---------|---|
| 路線名 | 一般国道百二十五号 |
| 供用開始の区間 | 久喜市佐間字古堤一七五二番一地先から同市佐間字古堤一七六二番一地先まで |
| 供用開始の期日 | 令和二年八月二十八日 |
| 備考 | 平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号で告示した道路予定区域及び平成三十年二月十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 二六三・八三メートル |

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 百二十五号 久喜市佐間字古堤一七五二番一地先から同市佐間字古堤一七六二番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年八月二十九日

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により
認定したので、次のとおり公告する。

令和二年八月二十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜 原 徹

| | |
|------------------------------------|---------------------|
| 第一号 | 認定番号 |
| 令和二年八月二十五日 | 認定年月日 |
| 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番 一外百六十六筆 | 対象区域 |
| 埼玉県熊谷建築安全センター内 | 公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所 |